

消 防 広 第 134 号
平成 27 年 5 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁国民保護・防災部防災課
消 防 庁 広 域 応 援 室 長

航空機の搜索救難における搜索救難システムの活用について

平素より、航空消防防災行政の推進につきまして、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、航空機の搜索救難については、「航空機の搜索救難に関する協定」及び「航空機の搜索救難に関する実施細目」（以下「実施細目」という。）により国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）を中心として、警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省の関係機関が相互に協力する体制がとられてきました。

都道府県、市町村及び消防本部においては、「航空機の搜索救難に関する協定への消防庁の参加について（昭和 63 年 4 月 21 日消防救第 47 号）」により適切に航空機の搜索救難への対応が実施されているところですが、今般、搜索救難システム（以下「RCCシステム」という。）の性能向上に伴い、実施細目の一部が別添 2 のとおり改正され、RCCシステムを通報・連絡手段として使用することができる旨規定されました。また、これに伴い、新たに別添 4 のとおり「航空機の搜索救難に関する通報・連絡要領」が制定されました。

つきましては、下記事項を十分理解の上、引き続き航空機の搜索救難に万全を期していただくとともに、各都道府県におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び消防本部（以下「消防本部等」という。）に周知願います。

記

1 RCCシステムの定義

救難調整本部と関係機関との間で航空機の搜索救難に関する情報を共有するため、航空局が東京救難調整本部、関係機関及び航空局関係部署等に設置したサーバ、端末装置及び通信ネットワークの総体。

2 RCCシステムに新たに追加された機能（都道府県及び消防本部等が運用するものに限る。）
RCCシステム (<https://rcc-tokyo.mlit.go.jp/KGB>) にアクセスすることにより航空機の
搜索救難に関する基本情報、搜索区域図及び搜索救難活動の状況等の情報（以下「SAR情報」
という。）を共有する機能。

3 RCCシステムを活用した通報・連絡要領（都道府県及び消防本部等が運用するものに限る。）
RCCシステムの活用方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) 消防庁は救難調整本部（RCC）から通知されたユーザー名及びパスワード（搜索救難事
案ごとに設定）を、関係都道府県へ電話等により通知するものとする。
- (2) 関係都道府県は、管下関係消防本部等に消防庁から通知されたユーザー名及びパスワード
を電話等により通知するものとする。
- (3) ユーザー名及びパスワードを通知された関係都道府県及び関係消防本部等は、RCCシス
テム (<https://rcc-tokyo.mlit.go.jp/KGB>) にアクセスしSAR情報を確認するものとする。
- (4) 都道府県及び消防本部等はユーザー名及びパスワードを適切に管理し、外部流出及び不正
アクセスがないよう留意するものとする。
- (5) 操作方法は、別添5のとおりとする。

4 消防庁通報・連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室（TEL 03-5253-7527 内線 43441～43443）
（官庁執務時間以外の場合は消防庁宿直室 03-5253-7777）

5 別添

- (1) 別添1 航空機の搜索救難に関する協定
- (2) 別添2 航空機の搜索救難に関する実施細目の一部改正について
- (3) 別添3 航空機の搜索救難に関する協定への消防庁の参加について
- (4) 別添4 航空機の搜索救難に関する通報・連絡要領
- (5) 別添5 基本情報掲示板システム操作説明書

連絡先

消防庁広域応援室航空係 前田、小泉、橋中

【TEL】 03-5253-7527（直通）

【FAX】 03-5253-7537

【E-mail】 y.hashinaka@soumu.go.jp

空航第 82 号 (昭和 40 年 3 月 10 日) 制定
空航第 226 号 (昭和 47 年 5 月 9 日) 改正
空用第 243 号 (昭和 50 年 5 月 23 日) 改正
空用第 150 号 (昭和 63 年 4 月 21 日) 改正
国空用第 288-2 号 (平成 19 年 1 月 9 日) 改正

航空機の搜索救難に関する協定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この協定は、関係機関の合意により、国際民間航空条約第 12 附属書 (搜索救難に関する標準及び勧告された方式) に準拠して、東京搜索救難区における航空機の搜索救難を迅速、かつ、的確に実施するための手続等を定めることを目的とする。

(関係機関の協力)

第 2 条 警察庁、消防庁、国土交通省 (航空局)、海上保安庁及び防衛省は、航空機の搜索救難に関する関係機関として、その実施のため相互に密接に協力する。

(搜索救難に関する条約等)

第 3 条 航空機の搜索救難に関する手続等については、この協定に定めるもののほか、第 12 附属書の規定による。

第 2 章 救難調整本部

(救難調整本部)

第 4 条 東京搜索救難区の救難調整本部を国土交通省東京空港事務所に置く。

- 2 救難調整本部においては、航空機の搜索救難に関する業務を有効に促進するため必要な連絡及び調整について関係機関が随時必要な協議を行う。
- 3 前項の協議は、国土交通省航空局長又はその指名する職員が主宰する。

(救難調整本部の業務の委任)

第 5 条 航空局長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、搜索救難を行うべき区域の位置、範囲等を勘案し、必要があると認められるときは、その都度指定する空港事務所にお

いて救難調整本部の業務の一部又は全部を行わせることができる。

- 2 前項の業務は、当該空港事務所の長又はその指名する職員が主宰する。
- 3 航空局長は、第1項の指定を行ったときは、速やかにその旨を必要な関係機関に通知する。

第3章 手続

(情報資料の交換)

第6条 関係機関は、搜索救難の実施のために利用し得る組織、要員、装備その他の必要な事項に関する情報資料を相互に交換する。

(措置の基準)

第7条 航空機の搜索救難を必要とする状態（以下「緊急状態」をいう。）を次の三段階に分け、段階別及び機関別の措置の基準は別表のとおりとする。

- 1 不確実の段階
- 2 警戒の段階
- 3 遭難の段階

(関係機関等の措置)

第8条 前条の規定により通報を受けた関係機関は、その通報を尊重して所要の措置をとるとともに、速やかに救難調整本部に通報する。

救難作業を打ち切ろうとするときも同様である。

- 2 救難機関が前条の規定によらないで、緊急状態を知り、所要の救難措置をとったときは、速やかにその旨を救難調整本部又は最寄の空港事務所、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所に通報する。

(適切な救難措置)

第9条 救難調整本部及び関係機関は、第7条の措置の基準にこだわって、適切な措置をとる時期を失することとならないよう特に留意する。

(駐留米軍に対する要請)

第10条 駐留米軍救難機関に対する航空機の出動要請は、救難調整本部において行う。

(自衛隊に対する要請)

第11条 航空機の搜索救難のためにする自衛隊法第83条第1項の規定に基づく

要請は、救難調整本部において統一的に行う。ただし、時宜により関係機関も行うことができる。

(事故調査に対する協力)

第12条 救難機関は、その救難作業を実施するに当たっては、遭難航空機の状態、現場付近における痕跡その他事故の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。やむを得ず現場に変更を加える場合においては、できうる限り写真撮影その他の方法により記録をとり、事故調査機関に協力する。

第4章 雑則

(会議)

第13条 関係機関は、この協定の改正その他航空機の搜索救難に関し、協議し、又は連絡するため関係機関の会議を開く必要があると認めるときは、何時でも、航空局長に議題を示して会議の開催を求めることができる。

- 2 航空局長は、前項の要求があったときは、できるだけ速やかに会議を招集する。
- 3 前項の会議は、航空局長又はその指名する職員が主宰する。

(実施細目)

第14条 関係機関の連絡及び調整のための通信要領その他この協定の実施細目は、関係機関の担当者の協議によって定める。

附則

- 1 この協定は、昭和40年3月18日から施行する。
- 2 昭和27年8月8日発足した航空救難組織設立準備委員会が制作し、運輸省航空局、国家地方警察本部、国家消防本部、自治省、海上保安庁及び保安庁が了解した「航空機の搜索救難に関する暫定組織」は、廃止する。

航空機の捜索救難の措置基準

緊急状態	関係機関	緊急状態を知った機関	救難調整本部(RCC)	関係機関	備 考
不 確 実 の 段 階	1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合。 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあつては15分)過ぎても目的に到着しない場合	1 第1段通信捜索を行う。 ※1 2 RCCに通報する。 3 可能ならば、当該航空機の使用者に通報する。	1 情報を検討し、整理する。 2 必要に応じ関係機関に通報する。		※1 第1段通信捜索とは、計器飛行方式による航空機については、その予定経路上における同機と交信し得る管制機関の有する施設を利用して行なう捜索をいい、有視界飛行方式による航空機については、その予定経路上における飛行場について行なう捜索をいう。
警 戒 の 段 階	1 第1段通信捜索で当該航空機の情報が明らかでない場合。 2 第1段通信捜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が明らかでない場合。 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合。 4 航空機の航行性能が悪化したか、不時着の恐れがあるほどでない旨の連絡があった場合。	1 拡大通信捜索を行う。 ※2 2 捜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば、当該航空機の使用者に通報する。	1 情報を検討し、整理する。 2 関係機関が捜索救難の準備をするために必要な情報及び関係機関又は救難機関のつとめ措置を関係機関に通報する。 3 関係機関の執るべき措置を検討して所要の調整を行う。	1 所要の救難機関の待機に係る措置をとる。	※2 拡大通信捜索とは、当該航空機の到達可能な範囲にある関係機関による捜索をいう。
遭 難 の 段 階	1 拡大通信捜索で当該航空機の情報が明らかでない場合。 2 拡大通信捜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が明らかでない場合。 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合。 4 当該航空機の航行性能が不時着の恐れがある程度悪化したことを示す情報を受けた場合。 5 当該航空機が、不時着しようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合。	1 収集した情報をRCCに通報する。	1 情報を検討し、整理して当該航空機の位置を確かめ、又は推定し、状況に基づき捜索区域の範囲を決定する。 2 前号の決定の結果を関係機関に通報する。 3 関係機関又は救難機関のつとめ措置及び新しい情報を関係機関に通報する。 4 必要に応じ、遭難している航空機からの送信の警戒聴取を続ける立場にある航空機、船舶又は他の機関に聴取を続けることを要請する。 聴取を必要としなくなった場合は、その旨を通知する。 5 必要に応じ、隣接のRCCに連絡し、及び所要の調整を行う。 6 当該航空機の使用人(外国機については、当該航空機の登録国又はその在日公館)に通知する。	1 所要の救難に係る措置をとる。 2 入手した情報をRCCに通報する。	



国空用第 6 7 2 号
平成 2 7 年 2 月 3 日

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 殿

国土交通省航空局
交通管制部運用課長



航空機の搜索救難に関する実施細目の一部改正について

標記について、別紙のとおり改正したので、通知します。

(注)

警察庁丁地発第 3 号 (平成 2 7 年 1 月 1 4 日) 関連

消防広第 3 3 8 号 (平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日) 関連

保警救第 7 9 号 (平成 2 7 年 1 月 1 6 日) 関連

防運事第 4 2 4 号 (平成 2 7 年 1 月 1 3 日) 関連

「航空機の搜索救難に関する実施細目」改正概要

1. 背景

「航空機の搜索救難に関する実施細目」は、国際民間航空条約第12附属書（搜索救難業務）に準拠して、東京搜索救難区における航空機の搜索救難を迅速、かつ、適確に実施するための手続き等を定めることとして定められた「航空機の搜索救難に関する協定」（昭和40年3月10日制定）第14条に基づき、警察庁、消防庁、航空局、海上保安庁、防衛省の連絡及び調整を定めたものである。

今般、国土交通省東京空港事務所に置く救難調整本部の業務を委任することが想定される空港事務所の体制充実等に伴い、「航空機の搜索救難に関する実施細目」（昭和41年2月15日制定）の一部を改正する。

2. 改正概要

- （1）救難調整本部の業務が委任される空港事務所を規定する。
- （2）搜索救難システムの性能向上に伴い、関係機関への連絡手段として当該システムを使用することができる旨規定する。

3. 適用日

平成27年4月1日

航空機の搜索救難に関する実施細目

第1章 総 則

(業務範囲)

1 航空機の搜索救難に関する協定（以下「協定」という。）による航空機の搜索救難とは、協定第7条の緊急状態にある航空機の搜索又は当該航空機の生存搭乗者に対する救助に係る業務をいう。

但し、当分の間自衛隊機に係るものを除く。

第2章 救難調整本部

(調 整)

2 協定第4条第2項の調整は、関係機関のとりとうとする措置をふまえて、関係救難機関の分担区域、搜索救難に従事する航空機のとるべき高度、使用する周波数その他の実施要領をできるだけ具体的に示すことにより行う。

3 救難調整本部においては、搜索救難に従事する航空機の能率的で安全な飛行が他の航空機によって阻害されないようにできるだけ措置する。

(協 議)

4 協定第4条第2項の協議は原則として関係機関の次の官職にある者を通じて行う。

警察庁生活安全局地域課長（3581-0141 内線 3601, 3603）

（官庁執務時間以外の場合は警察庁総合当直 内線 2070, 2071）

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 5253-7527 内線 43441 ~ 43443

（官庁執務時間以外の場合は消防庁宿直室 5253-7777）

航空局交通管制部運用課長（東京空港事務所管制保安部航空管制運航情報官
5756 - 1522 直通を通じて行う。）

海上保安庁警備救難部救難課長（3591-6361 内線 5910 ~ 5912）

（官庁執務時間以外の場合は、警備救難部管理課運用司令センター
3591-9812（直通））

防衛省運用企画局事態対処課長（自衛隊 RCC 042-553-6611 内線 2537, 2538

又は RIC 042-553-6611 内線 2539 を通じて行う。）

（注）連絡の手段については、上記の電話による他、搜索救難システム及び救難調整本部専用電話回線による。

(業務の委任)

5 協定第5条第1項により指定される空港事務所は、原則として次のとおりとする。

新千歳空港事務所

仙台空港事務所

中部空港事務所

大阪空港事務所

福岡空港事務所

鹿児島空港事務所

那覇空港事務所

6 協定第5条第1項の指定が行われた場合の協議は、原則として当該事故の搜索区域に対

応する関係機関の次の官職にある者等を通じて行う。

管区警察局広域調整第一課長又は都道府県警察本部地域課長若しくは警備課長

区域指揮官所在の司令部の海上自衛隊運用幕僚又は航空自衛隊救難幕僚

空港事務所長

管区海上保安本部警備救難部救難課長、海上保安部若しくは海上保安監部又は海上

保安航空基地の警備救難課長

都道府県の消防災害担当課長

第3章 手 続

(情報資料の交換)

7 協定第6条の情報資料中には、利用し得る周波数を含ませる。

8 協定第6条の規程によって提供した事項に変更があったときは、原則として速やかに変更に係る事項を通知する。

(自衛隊に対する要請)

9 協定第11条の要請は、原則として空港長が行う。

第4章 通報・連絡

(通報事項)

10 協定の別表による通報は、原則として別紙の事項について行う。

(通報、連絡)

11 情報の通報又は連絡は、原則として第4項又は第6項による。

12 情報の通報に当たっては、通報者および受信者の指名又は頭文字並びに通報終了を明らかにする。

(航空機と船舶との通信)

13 搜索救難に従事する航空機と船舶との通信は、交信が可能な航空機又は船舶を経由して行う。

(情報の確認)

14 情報の真否を実施調査によって確認した関係機関は、その結果を所要の関係機関に通報する。

第5章 雑 則

(情報の発表)

15 救難調整本部又は関係機関が情報を発表するときは、所要の調整を行った上で行う。

(自衛隊機に対する措置)

16 第1項但書の規程にかかわらず関係機関が自衛隊機の緊急状態を知ったときは、最寄りの区域指揮官又は自衛隊の部隊にその旨を通報し、事後の救難等の措置については、自衛隊からの要請により所要の協力をを行う。

付 則

この実施細目は、昭和41年2月15日から施行する。

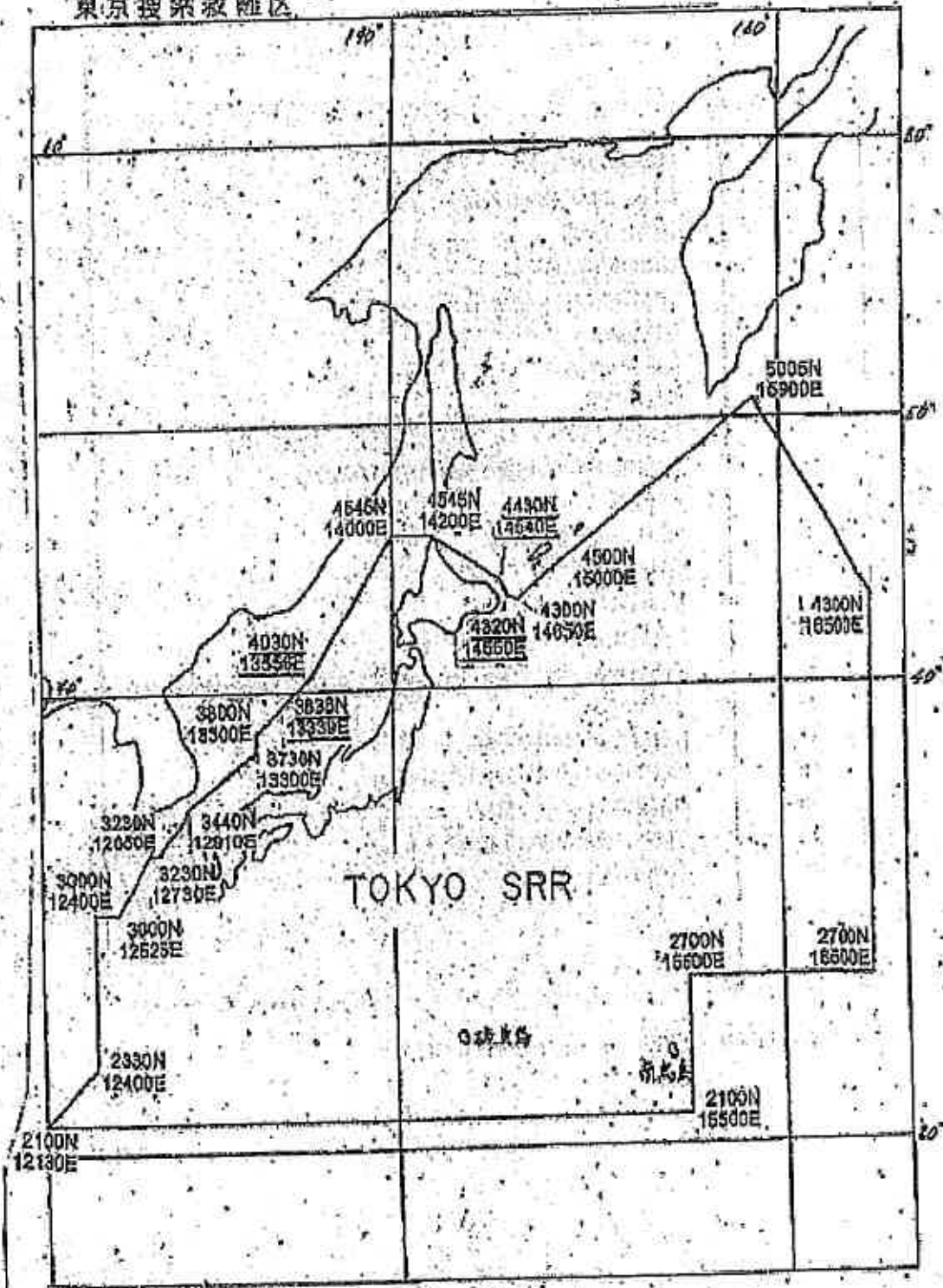
(注) 東京搜索救難区とは、航空機の搜索救難について日本国が国際的に責任を負う地域的範囲(別図)である。

別紙

番 号	事 項
1	通報日時及び番号
2	国籍、登録記号及び所属
3	種類及び型式
4	遭難の位置又は区域
5	発見時刻又は発見者氏名
6	遭難状況
7	搭乗者の状態
8	救助の状況
9	航空機の部分品又は搭載荷物等の発見、領収等の状況
10	無線呼出符号及び搭載無線通信機器の周波数
11	飛行方式
12	出発地区及び出発時刻
13	飛行経路
14	目的地及び到着予定時刻
15	持久時間で表された燃料搭載量
16	連絡のあった最後の通過地点、通過時刻及びその時の航空機の状態
17	乗客乗員数
18	救急用具の品目及び数量
19	搭載貨物の状況（特殊な荷物はその旨）
20	現在までにとられた措置
21	今後特に緊急な援助を必要とするもの
22	その他

注 通報は判明した事項について、番号を付して行う。

東京捜索救難区



航空機の捜索救難に関する実施細目新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正	現行	相違点等事項
<p>航空機の捜索救難に関する実施細目</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>第2章 救難調整本部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議)</p> <p>4 協定第4条第2項の協議は原則として関係機関の次の官職にある者を通じて行う。 警察庁生活安全局地域課長 (3581-0141 内線3601, 3603) (官庁執務時間以外の場合は警察庁総合当直 内線2070, 2071) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 5253-7527 内線43441~43443 (官庁執務時間外の場合は消防庁宿直室5253-7777) 航空局交通管制部運用課長 (東京空港事務所管制保安部航空管制運航情報官 5756-1522直通を通じて行う。)</p> <p>海上保安庁警備救難部救難課長 (3591-6361 内線5910~5912) (官庁執務時間以外の場合は、警備救難部管理課運用司令センター 3591-9812 (直通))</p> <p>防衛省運用企画局事應對処課長 (自衛隊RCC 042-553-6611 内線2537, 2538 又はRIC 042-553-6611 内線2539を通じて行う。)</p> <p>(注) 連絡の手段については、上記の電話による他、捜索救難システム及び救難調整本部専用電話回線による。</p> <p>(業務の委任)</p> <p><u>5 協定第5条第1項により指定される空港事務所は、原則として次のとおりとする。</u> 新千歳空港事務所 仙台空港事務所 中部空港事務所 大阪空港事務所 福岡空港事務所 鹿児島空港事務所 那覇空港事務所</p> <p>6 協定第5条第1項の指定が行われた場合の協議は、原則として当該事故の捜索区域に対応する関係機関の次の官職にある者を通じて行う。 管区警察局長 区域指揮官 空港事務所長 管区海上保安本部警備救難部救難課長、海上保安部若しくは海上保安監部又は海上保安航空基地の警備救難課長 都道府県の消防災害担当課長</p> <p>第3章 手続</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第4章 通報・連絡</p> <p>10 (略)</p>	<p>航空機の捜索救難に関する実施細目</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>第2章 救難調整本部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議)</p> <p>4 協定第4条第2項の協議は原則として関係機関の次の官職にある者を通じて行う。 警察庁生活安全局地域課長 (3581-0141 内線3601, 3603) (官庁執務時間以外の場合は警察庁総合当直 内線2070, 2071) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 5253-7527 内線43441~43443 (官庁執務時間外の場合は消防庁宿直室5253-7777) 航空局交通管制部運用課長 (東京空港事務所管制保安部航空管制運航情報官 5756-1522直通を通じて行う。)</p> <p>海上保安庁警備救難部救難課長 (3591-6361 内線5910~5912) (官庁執務時間以外の場合は、警備救難部管理課運用司令センター 3591-9812 (直通))</p> <p>防衛省運用企画局事應對処課長 (自衛隊RCC 042-553-6611 内線2537, 2538 又はRIC 042-553-6611 内線2539を通じて行う。)</p> <p>(注) 連絡の手段については、上記の電話による他、救難調整本部専用電話回線による。</p> <p>(業務の委任)</p> <p>5 協定第5条第1項の指定が行われた場合の協議は、原則として当該事故の捜索区域に対応する関係機関の次の官職にある者を通じて行う。 管区警察局長 区域指揮官 空港事務所長 管区海上保安本部警備救難部救難課長、海上保安部若しくは海上保安監部又は海上保安航空基地の警備救難課長 都道府県の消防災害担当課長</p> <p>第3章 手続</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第4章 通報・連絡</p> <p>9 (略)</p>	<p>○捜索救難システムの性能向上に伴い、関係機関への連絡手段として当該システムを使用することができる旨規定。 ○救難調整本部の業務が委任される空港事務所を規定。</p>

情報の通報又は連絡は、原則として第4項又は第6項による。

- 1.1 (略)
- 1.2 (略)
- 1.3 (略)
- 1.4 (略)

第5章 雑則

- 1.5 (略)
- 1.6 (略)

付 則 (略)
別 紙 (略)
別 図 (略)

情報の通報又は連絡は、原則として第4項又は第5項による。

- 1.0 (略)
- 1.1 (略)
- 1.2 (略)
- 1.3 (略)

第5章 雑則

- 1.4 (略)
- 1.5 (略)

付 則 (略)
別 紙 (略)
別 図 (略)

○項番ずれによる修正。

昭和63年4月21日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

航空機の捜索救難に関する協定への消防庁の参加について

航空機の捜索救難については、従来より警察庁、海上保安庁、運輸省（航空局）及び防衛庁の合意により、航空機の捜索救難に関する協定（以下「協定」という。）が定められ、運輸省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）を中心として、これら関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであるが、今般、航空機の捜索救難体制の充実強化を図るため、協定の一部が別添1のとおり改正され、これに消防庁が参加することとなった。

また、これに伴い航空機の捜索救難に関する実施細目（以下「実施細目」という。）についても別添2のとおり所要の改正が行われた。

については、協定及び実施細目の趣旨を十分御理解の上、特に下記事項に留意して、航空機の捜索救難に万全が期せられるよう格段の御配慮をお願いする。

また、管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、この旨周知徹底するとともによろしく御指導願いたい。

記

- 1 協定に消防庁が参加することは、RCC及び関係機関との情報連絡体制及び協力体制が整備されることとなり、消防庁からの情報等に基づき関係都道府県及び関係市町村の消防機関が適切な初動体制を早期に確立し、その後の捜索救難活動を適切かつ迅速に実施することに資するものであること。
- 2 航空機が捜索救難を必要とする状態に陥った場合においては、RCCから消防庁に対し、協定第7条に規定する緊急状態の段階別に応じ、協定別表に定める措置により、通報がなされるものであること。

このため、RCCと消防庁との間に専用電話回線が開設されているが、貴都道府県においても貴管下市町村との連絡通報体制、とりわけ夜間休日の連絡通報体制の確保に万全を期すること。

3 消防庁は、2の通報を受けた場合においては、直ちに当該通報に係る情報等を関係都道府県を通じ関係市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）に連絡するので、関係都道府県及び関係市町村においては、緊急状態の段階別に応じ、速やかに情報収集、消防機関の待機、人命の検索、救急救助その他航空機の捜索救難に必要な措置を講じること。

この場合において、関係都道府県及び関係市町村は、消防庁からの連絡に係る救難調整本部における関係機関の調整結果を踏まえ、航空機の捜索救難に当たる他の救難機関（自衛隊、警察等）と必要に応じて相互に密接な連携協力を行い、効率的な捜索救難活動が実施されるよう留意すること。

なお、都道府県及び市町村は、協定別表に定める措置の基準にこだわって、適切な措置を講じる時期を失することのないよう特に留意すること。

4 都道府県又は市町村が、消防庁からの通報を待たずして緊急状態を知った場合においては、直ちに3の航空機の捜索救難に必要な措置を講じるとともに、速やかにその旨を救難調整本部（又は航空保安官署）及び消防庁に連絡すること。

5 都道府県及び市町村においては、速やかに上空からの捜索救難を実施しなければ消防機関による適切な措置を講じる時期を失すると予想される場合においては、直ちに消防ヘリコプターの応援要請を行うこととし、このため大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号消防庁次長通知）の積極的な活用に努めること。

6 消防機関の活動状況及び収集した情報等については、都道府県において取りまとめの上、機を失せず、消防庁へ報告すること。

7 協定第5条第1項に基づき、指定された空港事務所においてRCCの業務の一部又は全部を行う場合における関係機関等の協議には、実施細目5により都道府県の消防防災担当課長が参加することとなっているので留意すること。

8 消防庁、都道府県及び市町村間の通報連絡等は、次の組織にある者を通じて行うものであること。

消防庁 救急救助課（TEL 03-581-5311 内線 526、527 直通 03-581-9250）

但し、官庁執務時間以外の場合

消防庁宿直室03-581-3902、581-0558

都道府県 消防防災担当課

市町村 消防本部（但し、非常備町村にあっては、消防防災担当課）

東事運第167号
平成27年4月24日

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 殿

東京空港事務所長



航空機の捜索救難に関する通報・連絡要領の制定について

標記について、別添のとおり制定しましたので了知のうえご協力方よろしく
お願いします。

航空機の搜索救難に関する通報・連絡要領

1. 目的

本要領は、「航空機の搜索救難に関する実施細目」（平成27年2月3日付け国空用第672号）第4章「通報・連絡」に定める規定を具体化するもので、救難調整本部と関係機関との間における航空機の搜索救難に関する情報の通報・連絡の実施に必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確な航空機の搜索救難を行うことを目的とする。

2. 定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「救難調整本部」とは、「航空機の搜索救難に関する協定」（以下、「協定」という。）第4条の救難調整本部又は協定第5条により救難調整本部の業務の一部又は全部を委任することが指定された空港事務所をいう。
- (2) 「関係機関」とは、協定第2条の関係機関をいう。
- (3) 「搜索救難システム」とは、救難調整本部と関係機関の間で航空機の搜索救難に関する情報を共有するため、航空局が東京救難調整本部、関係機関及び航空局関係部署等に設置したサーバ、端末装置及び通信ネットワークの総体をいう。
- (4) 「SAR情報掲示板」とは、航空機の搜索救難に関する基本情報、搜索区域図及び搜索救難活動の状況等について関係機関が情報を共有するために具備する搜索救難システムの機能をいう。
- (5) 「Web会議」とは、航空機の搜索救難に関する情報の共有又は調整を即時に行うため、搜索救難システムが具備する双方向の映像、音声及び文字の伝送並びに電子ファイル等の共有機能を用いて行う会議をいう。

3. 通報・連絡の範囲

航空機の搜索救難に関する国土交通省（航空局）への通報・連絡は、救難調整本部を窓口として、原則として別表1に示す事項を対象に行う。

救難調整本部は、関係機関から入手した情報の真否を確認のうえ当該情報を共有する。

関係機関は、共有に支障がある情報については、予めその共有範囲又は条件を救難調整本部と調整すること。

4. 通報・連絡の手段

航空機の搜索救難に関する通報・連絡は、搜索救難システム及び救難調整本部専用電話（以下、「専用電話」という。）又は一般商用電話により行う。

搜索救難システム及び専用電話は、別図に示す端末及び通信ネットワークから構成され、

電話番号は別表2のとおりである。

5. 搜索救難システムの運用方法

搜索救難システムの各機能の運用方法は原則として以下のとおりとする。

(1) SAR情報掲示板

救難調整本部は、関係機関、運航者及び航空局関係官署等から入手した情報をもとにSAR情報掲示板の情報を入力し、関係機関に連絡するとともにこれを共有する。共有後は、新たに入手した情報が本掲示板の情報である場合、救難調整本部から関係機関への通報・連絡は掲示板の更新のみにより行うことができる。

関係機関は、本掲示板により情報を入力し各機関内における情報共有を図ること。また、内容に疑義がある場合は、速やかに救難調整本部に連絡すること。

なお、搜索救難活動の状況については、各関係機関に設置された搜索救難システム端末から入力することができる。

救難調整本部は、本掲示板の共有を終了する場合は、その旨を関係機関に連絡する。

(2) Web会議

救難調整本部は、搜索分担区域の調整その他必要と認められるときは、予め対象関係機関及び開催時期等を指定して会議を行うことができる。

関係機関は、必要と認める場合、救難調整本部に対して会議の開催を求めることができる。

(3) インターネット接続端末

救難調整本部は、各関係機関の内部部署、地方出先機関及び当該搜索救難活動に関して指揮命令下又は協力関係にある機関（以下、「実働部隊等」という。）に対する情報共有のため、SAR情報掲示板をインターネット（<https://rcc-tokyo.mlit.go.jp/KGB>）により開示する。

開示は、搜索救難事案毎に、救難調整本部が関係機関別にユーザー名及びパスワードを設定し、これを各関係機関に通知することにより行う。

各関係機関は、通知を受けたユーザー名及びパスワードを厳重に管理するとともに、必要に応じて実働部隊等に配布する。配布にあたっては、外部流出のないよう留意し、実働部隊等に対して外部流出の防止及び不正アクセスの禁止等について徹底させる。

救難調整本部は、インターネットによる開示を終了する場合は、その旨を関係機関に連絡する。

6. 訓練の実施

救難調整本部及び関係機関は、搜索救難が必要な事態が発生した場合に確実な通報・連絡が行えるよう搜索救難システム及び専用電話を使用した訓練を少なくとも年1回以上実施する。

訓練内容及び実施時期は、救難調整本部と関係機関が調整のうえ決定する。

7. 障害時の対応

救難調整本部及び関係機関は、捜索救難システム、専用電話又は通信ネットワークに障害が発生したことを知った場合は、相互に通報するとともに利用できる代替通信手段を確認すること。

8. その他

本要領の取扱いに疑義が生じた場合には、救難調整本部及び関係機関は協議するとともに、必要に応じて、本要領を改正する。

附則（平成27年4月24日付け、東事運第167号）

本要領は、平成27年4月24日から適用する。

別表1 通報・連絡事項

(1) 航空機の捜索救難に関する基本情報

SAR識別

緊急状態の段階

運航者情報

所属

区分

航空機情報

国籍及び登録記号

便名

型式

状態

飛行情報

出発地及び出発時刻

飛行経路

目的地及び到着予定時刻

所要時間

最終通過地点及び時刻

搭載燃料時間

燃料枯渇時刻

搭乗者情報

乗員数（死傷者数、救助者数）

乗客数（死傷者数、救助者数）

その他情報

(2) 捜索区域図

捜索区域図

捜索分担区域図

(3) 捜索救難活動の状況等

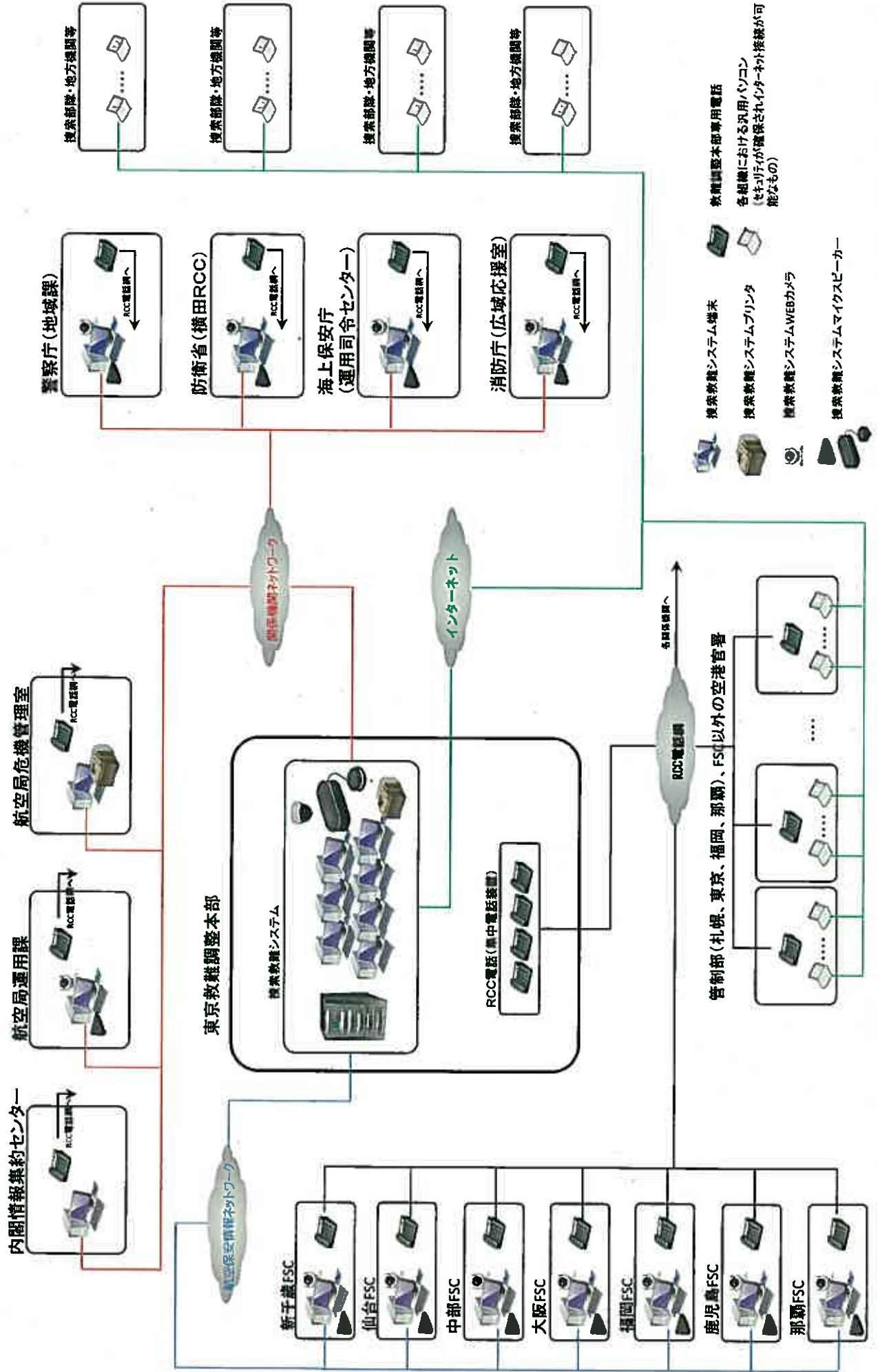
捜索活動（陸・海・空）

別表2 救難調整本部専用電話 電話番号

関係機関等の名称	専用電話番号
警察庁（生活安全局地域課）	901
防衛省（横田RCC）	911
海上保安庁（運用司令センター）	921
消防庁（広域応援室）	931
東京空港事務所（東京RCC）	101
新千歳空港事務所	121
仙台空港事務所	171
中部空港事務所	231
大阪空港事務所	241
福岡空港事務所	331
鹿児島空港事務所	391
那覇空港事務所	411

捜索救難システム及び救難調整本部専用電話 機器及びネットワーク構成図

別図



Rescue Coordination Center System

基本情報掲示板システム

操作説明書 実働部隊編（1版）

<目次>

1. ログイン認証	2
2. メニュー画面	3
3. SAR基本情報	4
4. SAR-GIS	12
5. SAR活動実施状況	14



1. ログイン認証

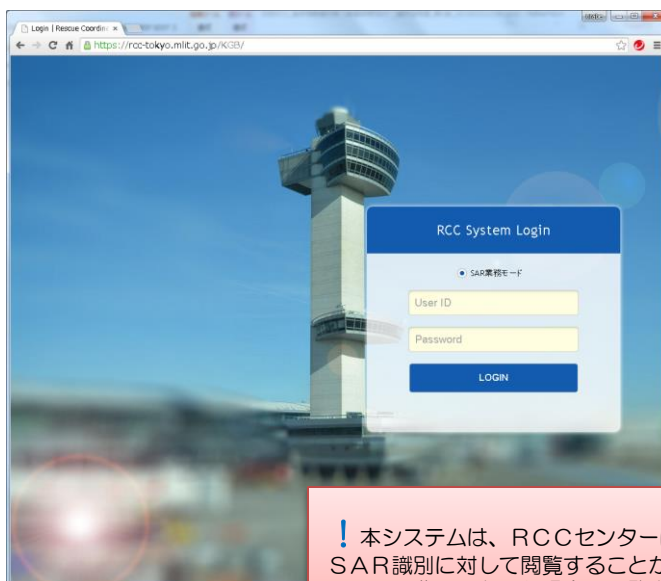
 本システムを利用するには、下記アドレスに接続し認証を受ける必要があります。

●接続先アドレス

<https://rcc-tokyo.mlit.go.jp/KGB>

接続後、ユーザID、及びパスワードを入力し「LOGIN」ボタンを押下します。

ログイン認証画面



！本システムは、RCCセンターにおいて公開指定を行なった SAR 識別に対して閲覧することができます。閲覧中に RCC センターで非公開とした場合、閲覧中の画面は自動的に全て閉じられログイン画面に遷移します。

本システムでは、ID・パスワードによる認証を受けログインできます。


●SAR業務モード : 搜索救難の**実運用モード**として起動します。

機能一覧

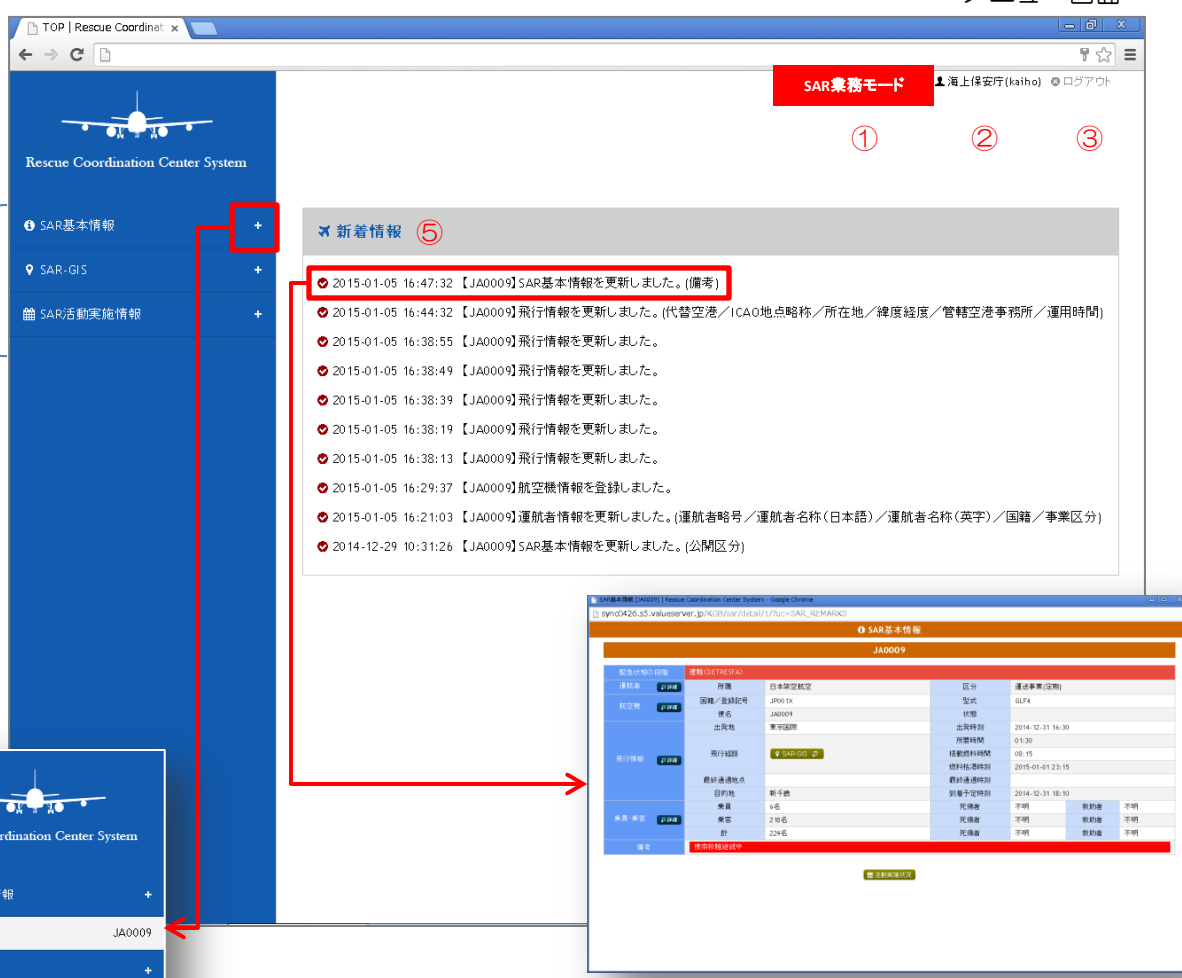
SAR基本情報	SAR業務の実施上、基本となる情報を掲載します。運航者、航空機、飛行情報等から構成されます。
SAR-GIS	搜索区域図等の情報を掲載します。
SAR活動実施状況	搜索救難の活動情報を掲載します。



2. メニュー画面

 認証に成功すると次のメニュー画面が表示されます。

メニュー画面



④ SAR基本情報

⑤ 新着情報

2015-01-05 16:47:32 【JA0009】SAR基本情報を更新しました。(備考)

2015-01-05 16:44:32 【JA0009】飛行情報を更新しました。(代替空港/ICAO地点略称/所在地/緯度経度/管轄空港事務所/運用時間)

2015-01-05 16:38:55 【JA0009】飛行情報を更新しました。

2015-01-05 16:38:49 【JA0009】飛行情報を更新しました。

2015-01-05 16:38:39 【JA0009】飛行情報を更新しました。

2015-01-05 16:38:19 【JA0009】飛行情報を更新しました。

2015-01-05 16:38:13 【JA0009】飛行情報を更新しました。

2015-01-05 16:29:37 【JA0009】航空機情報を登録しました。

2015-01-05 16:21:03 【JA0009】運航者情報を更新しました。(運航者略号/運航者名称(日本語)/運航者名称(英字)/国籍/事業区分)

2014-12-29 10:31:26 【JA0009】SAR基本情報を更新しました。(公開区分)

① SAR業務モード

② 海上保安庁(katho)

③ ログアウト

④ SAR基本情報

⑤ 新着情報

JA0009

SAR基本情報

SAR基本情報					
JA0009					
航空機識別	機種(OPERATOR)	区分	運航事業(定期)		
運航者	所属	日本航空航空	区分		
航空機	国種/登録記号	JPO01K	型式	GLF4	
航空機	機名	JA0009	状態		
航空機	出発地	東京国際	出発時刻	2014-12-31 16:30	
航空機	飛行経路	SAR-001	到着時刻	01:30	
航空機	最終着陸地点		積込時刻	08:15	
航空機	目的地	新千歳	積込時刻	2015-01-01 23:15	
乗員	乗員	6名	到着予定時刻	2014-12-31 18:10	
乗客	乗客	2名	死傷者	不明	救助者
乗客	乗客	24名	死傷者	不明	救助者
乗客	乗客	24名	死傷者	不明	救助者


「+」の箇所をクリックすると搜索救難機のSAR識別を表示します。

画面構成

①	稼働モードを表示します。(実働部隊用サイトでは「SAR業務モード」固定)
②	ログインユーザ名を表示します。
③	システムを終了(ログアウト)する場合に押下します。
④	利用可能な機能メニューを表示します。
⑤	搜索救難情報に変更があった場合、新着情報として表示します。尚、新着情報は最新から10行まで表示され、24時間を経過しているものは表示上から消えます。表示中のメッセージをクリックすると更新内容を色彩表示します。(上記参照)(色彩表示は、約10秒で消滅します。)



3. SAR基本情報

 メニュー画面のSAR基本情報からSAR識別をクリックします。

クリックにより、下記SAR基本情報の概要画面を表示します。

SAR基本情報概要画面



画面項目説明		
①	SAR識別	搜索救難機の識別コードを表示します。
②	緊急状態の段階	搜索救難機の状態を表示します。次の3つの状態があり、各状態により背景色が変わります。 <ul style="list-style-type: none"> 不確実 (INCERFA) 背景色-黄色 警戒 (ALERFA) 背景色-橙色 遭難 (DETRESFA) 背景色-赤色
③	運航者概要	搜索救難機・運航者情報の概要を表示します。「詳細」ボタンを押下すると詳細情報を別画面で表示します。
④	航空機概要	搜索救難機・航空機情報の概要を表示します。「詳細」ボタンを押下すると詳細情報を別画面で表示します。
⑤	飛行情報概要	搜索救難機・飛行情報の概要を表示します。「詳細」ボタンを押下すると詳細情報を別画面で表示します。
⑥	乗員・乗客概要	搜索救難機・乗員、乗客情報の概要を表示します。「詳細」ボタンを押下すると詳細情報を別画面で表示します。
⑦	緊急捜索救難情報	搜索救難に関する情報を表示します。
⑧	備考	付加情報を表示します。
⑨	SAR-GIS (ボタン)	SAR-GIS画面 (地図情報) を開きます。
⑩	活動実施状況 (ボタン)	SAR活動実施状況画面を開きます。



3. SAR基本情報

■ 運航者詳細情報の表示

「詳細」ボタンを押下すると運航者の詳細情報画面を開きます。

運航者

詳細

運航者詳細情報画面

① 運航者情報詳細 | SAR基本情報

① 登録日時: 2015-01-05 16:21:03

JA0009 ②

③	運航者略号	FIX		
④	運航者名(日本語)	日本架空航空		
⑤	運航者名(英語)	Japan Fiction Air		
⑥	国籍	日本		
⑦	区分	運送事業(定期)		
⑧	連絡先1	TEL	03-3213-0968	住所 東京都千代田区丸の内3-4-1/新国際ビル
⑨	連絡先2	TEL		住所
⑩	連絡先3	TEL		住所
⑪	備考			

画面項目説明		
①	登録日時	運航者情報の登録(更新)日時を表示します。
②	SAR識別	捜索救難機の識別コードを表示します。
③	運航者略号	運航者略号(3レター)を表示します。
④	運航者名(日本語)	運航者名の日本語名を表示します。
⑤	運航者名(英語)	運航者名の英語名を表示します。
⑥	国籍	国籍を表示します。
⑦	区分	飛行の種類を表示します。
⑧	連絡先1 電話番号、住所	運航者の連絡先(電話番号、住所)を表示します。
⑨	連絡先2 電話番号、住所	運航者の連絡先(電話番号、住所)を表示します。
⑩	連絡先3 電話番号、住所	運航者の連絡先(電話番号、住所)を表示します。
⑪	備考	付加情報を表示します。



3. SAR基本情報

■ 航空機詳細情報の表示

「詳細」ボタンを押下すると航空機の詳細情報画面を開きます。

航空機

詳細

航空機詳細情報画面

航空機情報詳細 [JA0009] | Rescue Coordination Center System - Google Chrome

① 登録日時: 2015-01-05 16:29:37

② JA0009

③ 国籍/登録記号	JP001X	④ 無線呼出符号(便名)	JA0009	⑤ 状態	位置通報遅延
⑥ 所有者	日本架空航空株式会社	⑦ 連絡先		⑧ 位置通報遅延	03-1234-5678
⑧ 定置場	東京国際空港	⑩ ICAO ACFT TYPE ABBREVIATION	B747-400	⑪ 種類	J
⑨ 型式	GLF4	⑬ 巡航速度 (マッハ/ノット)	390	⑭ 最大進出距離	11300
⑫ エンジン数	4	⑮ 航空機用 救命無線機等	E	⑯ 機体識別コード	B60C41178802CA
⑰ 搭載無線通信機器		⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		
⑱ 救命用具		⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		
⑲ 救命胴衣	L	⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		
⑳ 救命ボート	2	⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		
㉑ 搭載貨物の状況	不明	⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		
㉒ 備考		⑰ 機体識別コード	B60C41178802CA		

画面項目説明		
①	登録日時	航空機情報の登録(更新)日時を表示します。
②	SAR識別	搜索救難機の識別コードを表示します。
③	国籍/登録記号	搜索救難機の登録記号を表示します。
④	無線呼出符号(便名)	無線呼出符号、又は便名を表示します。
⑤	状態	搜索救難機の状態(状況)を表示します。
⑥	所有者	搜索救難機的所有者を表示します。
⑦	連絡先	所有者の電話番号を表示します。
⑧	定置場	搜索救難機の定置場を表示します。
⑨	型式	搜索救難機の型式を表示します。
⑩	ICAO ACFT TYPE	搜索救難機の航空機型式略号を表示します。
⑪	種類	搜索救難機の種類(種別)を表示します。
⑫	エンジン数	搜索救難機のエンジン数を表示します。
⑬	巡航速度	搜索救難機の巡航速度を表示します。
⑭	最大進出距離	搜索救難機の最大進出距離を表示します。
⑮	搭載無線通信機器	搜索救難機が搭載する無線通信機器を表示します。



3. SAR基本情報

つづき

画面項目説明		
⑯	航空機用救命無線機等	捜索救難機が搭載する救命無線通機を表示します。
⑰	機体識別コード	ELTの個体識別番号（15HEX）を表示します。
⑱	救急用具	捜索救難機が搭載する救急用具を表示します。
⑲	救命胴衣	捜索救難機が搭載する救命胴衣を表示します。
⑳	救命ボート	捜索救難機が搭載する救命ボートの数を表示します。
Ⓐ	搭載貨物の状況	捜索救難機の貨物状況を表示します。
Ⓑ	備考	付加情報を表示します。
Ⓒ	全幅	捜索救難機的全幅を表示します。
Ⓓ	全長	捜索救難機的全長を表示します。
Ⓔ	全高	捜索救難機的全高を表示します。
Ⓕ	機体カラー	捜索救難機の色、及び主要なマーキングを表示します。
Ⓖ	機体画像	捜索救難機の画像を表示します。



3. SAR基本情報

■ 飛行詳細情報の表示

「詳細」ボタンを押下すると航空機の詳細情報画面を開きます。

飛行情報

詳細

飛行詳細情報画面

飛行情報詳細 [JA0009] | Rescue Coordination Center System - Google Chrome

① 飛行情報詳細 | SAR基本情報

① 登録日時: 2015-01-05 16:44:32

JA0009 ②

③ 国籍/登録記号	JP001X	⑥ 出発時刻	2014-12-31 16:30	⑨ 搭載燃料時間	08:15
④ 無線呼出符号(便名)	JA0009	⑦ 所要時間	01:30	⑩ 燃料枯渇時刻	2015-01-01 23:15
⑤ 飛行方式	VFR	⑧ 到着予定時刻	2014-12-31 18:10	⑪ 最終通過地点	
				⑫ 最終通過時刻	
⑬ 飛行経路	羽田-猪苗代-山形-千歳				
⑭ 飛行経路補足					
⑮ 位置通報情報	定期位置通報 消失				

	出発地	目的地	代替空港
⑰ ICAO地点略号	⑰ 東京国際 RJTT	RJCC	函館 RJCH
⑱ 所在地	羽田空港3-3-1	北海道千歳市	高松町511番地
⑲ 緯度経度	3533, 13947	4246, 14142	4146, 14049
⑳ 連絡先	03-1234-5678	01-1234-5678	
Ⓐ 管轄空港事務所			
Ⓑ 運用時間	0000~2359	0000~2359	2230~1130
Ⓒ 備考			

画面項目説明

①	登録日時	飛行情報の登録(更新)日時を表示します。
②	SAR識別	捜索救難機の識別コードを表示します。
③	国籍/登録記号	捜索救難機の登録記号を表示します。
④	無線呼出符号(便名)	無線呼出符号、又は便名を表示します。
⑤	飛行方式	捜索救難機の飛行方式を表示します。
⑥	出発時刻	捜索救難機の出発時刻を表示します。
⑦	所要時間	目的地までの所要時間表示します。
⑧	到着予定時刻	目的地に到着する予定時刻を表示します。
⑨	搭載燃料時間	捜索救難機の搭載燃料時間を表示します。
⑩	燃料枯渇時刻	捜索救難機の搭載枯渇時刻を表示します。
⑪	最終通過地点	捜索救難機が飛行した最終の通過地点を表示します。
⑫	最終通過時刻	上記に伴う時刻を表示します。
⑬	飛行経路	捜索救難機の飛行経路を表示します。
⑭	飛行経路補足	上記、飛行経路の補足を表示します。
⑮	位置通報情報	捜索救難機の位置通報情報を表示します。



3. SAR基本情報

つづき

画面項目説明		
	※共通（出発地、目的地、代替空港情報）	
⑯	出発地 目的地 代替空港	捜索救難機の出発地、目的地、代替空港の名称を表示します。
⑰	ICAO地点略	ICAO 4文字地点略号を表示します。
⑱	所在地	上記、住所を表示します。
⑲	緯度経度	所在地の緯度経度を表示します。
⑳	連絡先	所在地空港の電話番号を表示します。
㉑	管轄空港事務所	所在地空港の管轄空港事務所（ICAO 4文字地点略号）を表示します。
㉒	運用時間	所在地空港の運用時間（From-To）電話番号を表示します。
㉓	備考	付加情報を表示します。



3. SAR基本情報

■ 搭乗者詳細情報の表示

「詳細」ボタンを押下すると航空機の詳細情報画面を開きます。

乗員・乗客 詳細

搭乗者詳細情報画面

搭乗者情報詳細 [JA0009] | Rescue Coordination Center System - Google Chrome

① 搭乗者情報詳細 | SAR基本情報

① 登録日時: 2015-01-05 16:46:40

JA0009 ②

乗員	③ 機長氏名	飛行 太郎
	④ 性別	男性
	⑤ 年齢	52
	⑥ 救助者数	不明
	⑦ 死傷者数	不明
	⑧ 乗員計	6名
補足情報	⑨	
乗客	⑩ 救助者数	不明
	⑪ 死傷者数	不明
	⑫ 乗客計	218名
補足情報	⑬	
乗員乗客総数		⑭ 24名

画面項目説明

①	登録日時	運航者情報の登録（更新）日時を表示します。
②	SAR識別	捜索救難機の識別コードを表示します。
③	機長氏名	機長の氏名を表示します。
④	性別	機長の性別を表示します。
⑤	年齢	機長の年齢を表示します。
⑥	救助者数	乗員の救助者数を表示します。
⑦	死傷者数	乗員の死傷者数を表示します。
⑧	乗員計	乗員数を表示します。
⑨	補足情報	付加情報を表示します。




3. SAR基本情報

つづき

画面項目説明		
⑩	救助者数	乗客の救助者数を表示、又は入力します。
⑪	死傷者数	乗客の死傷者数を表示、又は入力します。
⑫	乗客計	乗客数を表示、又は入力します。
⑬	補足情報	特記事項の表示、又は入力を行いません。
⑭	乗員乗客総数	乗員、乗客の合計人数を表示、又は入力します。



4. SAR-GIS

 メニュー画面のSAR-GISからSAR識別をクリックします。

SAR-GIS画面



緊急状態の段階	不確実(INCERFA)		②
航空機	国籍/登録記号	JP001X	② 基本情報
	型式	GLF4	
飛行情報	出発地	東京国際	③ 搜索分担図(PDF)
	目的地	新千歳	
	出発時刻	2014-12-31 16:30	
	到着予定時刻	2014-12-31 18:10	
乗員・乗客	計	224名	④ 活動実施状況
	救助者	不明	
	死傷者	不明	

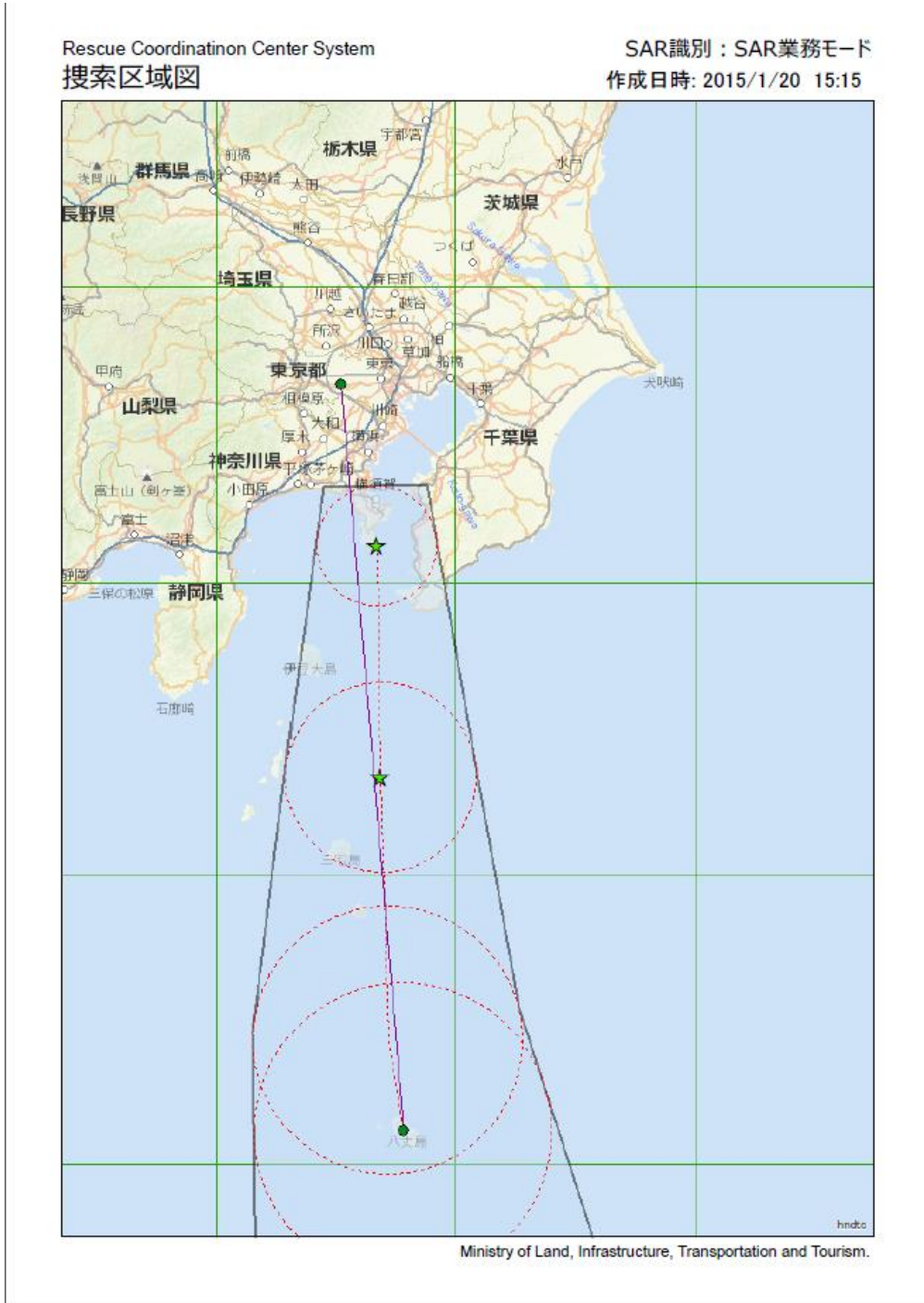
画面項目説明		
①	搜索救難概要	搜索救難機の概要情報を表示します。
②	基本情報	SAR基本情報画面を開きます。(4頁参照)
③	搜索分担図(PDF)	搜索分担図のPDFファイルを開きます。 尚、当該ボタンは公開される地図ファイルがある場合に表示されます。
④	活動実施状況	SAR活動実施状況画面を開きます。(14頁参照)




4. SAR-GIS

■ 検索分担図PDFファイルの表示例

[📍 検索分担図\(PDF\)](#)



5. SAR活動実施状況

 メニュー画面のSAR活動実施状況からSAR識別をクリックします。

SAR活動実施状況画面

The screenshot shows the SAR activity implementation status screen. The main content area is titled "SAR活動実施状況" and displays details for activity "JA0001". The details are organized into sections: "緊急状態の段階" (Emergency Status: INCERFA), "航空機" (Aircraft: JP001X, GLF4), "飛行情報" (Flight Information: Tokyo International, New Chitose), and "乗員・乗客" (Crew/Passengers: 224 people). Below this is a search filter section with fields for "日付" (Date: 2015-01-20), "検索機関" (Search Agency), and four search mode buttons: "検索-空" (Air), "検索-海" (Sea), "検索-陸" (Land), and "検索-徒歩" (Foot). A red bracket on the left side of the form is labeled with a circled "2".

画面項目説明		
①	SAR識別	搜索救難機の識別コードを表示します。
②	搜索救難概要	搜索救難機の概要情報を表示します。
③	日付	搜索救難活動を参照する日を指定します。 同、日付に対して下記搜索期間の活動状況を表示します。
④	搜索機関	搜索機関を選択します。
⑤	カレンダー	搜索救難の活動カレンダーを表示します。当該カレンダーから搜索機関を選択すると搜索活動状況を表示することができます。
⑥	搜索-空-	空からの搜索活動状況を表示します。
⑦	搜索-海-	海からの搜索活動状況を表示します。
⑧	搜索-陸-	陸からの搜索活動状況を表示します。
⑨	搜索-徒歩-	徒歩からの搜索活動状況を表示します。



5. SAR活動実施状況

■活動実施状況の表示

「日付」、及び「検索機関」を選択すると該当する活動実施状況を表示します。
 また、「カレンダー」ボタンを押下しカレンダー内から関係機関を選択することで活動実施状況を表示することができます。

このスクリーンショットは、SAR活動実施状況の表示画面の一部を示しています。上部には「日付」欄に「2015-01-20」と入力されており、その右側には「前 カレンダー」ボタンがあります。また、「検索機関」欄には「検索機関選択」メニューが開かれています。右側の青い吹き出しには「クリックすると表示を開閉することができます。」と説明されています。下部には「検索 - 空」および「検索 - 海」の2つの検索タブがあり、それぞれの日付別の実績表が表示されています。

クリックすると実施状況の詳細を表示します。

このスクリーンショットは、2015年01月のカレンダーを示しています。カレンダーの7日（水）が選択されており、その下に「海上保安庁 防衛省 防衛省」という検索機関のリストが表示されています。赤い枠でこのリストが囲われており、赤い矢印がその下にある詳細画面へと指しています。

このスクリーンショットは、活動実施状況の詳細画面（登録）を示しています。活動IDは「JA0001」です。検索機関は「海上保安庁」、検索部隊名称は「第1管区海上保安本部」、部隊種別は「航空機(空)」と設定されています。下部には活動の実績表が表示されており、以下の通りです。

選択	航空機識別	出発地	到着地	人員	開始予定	終了予定	捜索エリア	開始実績	終了実績	捜索結果
<input type="checkbox"/>	JA6888	丘球空港	帯広空港	5	07.00	18.20	いろんな所だ	07.15	18.05	明日も継続

画面下部には「キャンセル」ボタンがあります。

活動実施状況の参照を行なうことができます。



Intentional Bank

